

2020年4月8日

学生、教職員の皆様へ

国立音楽大学

理事長 山田晴彦

学長 武田忠善

新型コロナウイルスに関する本学における対応方針
及び学生、教職員の皆様への協力依頼について
(その2)

1. 政府緊急事態宣言等を踏まえて

新型コロナウイルスへの対応については、本学においても基本方針(2020年3月26日付)に基づき、既に関係各組織において様々な対応を行ってきたところですが、先の方針に示しました Stage II(首都圏エリア感染拡大等への対応)に該当する政府緊急事態宣言(別紙)及び東京都緊急事態措置(但し、施設使用制限詳細は4月10日発表予定)が4月7日に発出され、特に外出自粛が強く要請されたことから、本学においてもこれを踏まえた対応強化措置を講じることとし、附属校を含む本学の学生、教職員の皆様の安全確保を第一に、感染発生・拡大防止に向けて、引き続き全力で取り組むこととします。

また、今後の事態の長期化に備えて、学生、教職員の皆様の安全を確保しつつ、教育活動を維持確保していくための対応策の検討についても進めていくこととします。

2. 政府緊急事態宣言等を踏まえた本学の対応方針

(1) 授業開始については、既に、5月上中旬までの延期を決定し、事実上の休校措置を講じているところですが、更なる予定変更等については緊急事態宣言下での状況の推移により判断することとします。

(2) 感染発生・拡大防止に向けて、学生及び教職員の不要不急の外出自粛及び感染防止措置をこれまで以上に強く要請します。

(3) 教職員の勤務に関しても、最大限感染防止に向けた措置を講じることとします。(詳細は別途総務課から連絡します。)

(4) 当面の授業開始予定日以降においても事態長期化の恐れもあることから、それに備えて、文科省周知指示等も踏まえながら、可能な限りでのオンライン授業の導入等、学生及び教職員の安全を確保しつつ教育活動を維持確保していくための対応策を講じることとし、そのための準備を速やかに進めることとします。

3. 学生、教職員の皆様への協力依頼事項

学生、教職員の皆様には、これまでも次のとおり感染発生・拡大防止に向けてご協力をお願いしているところですが、一人ひとりが、自分を守り、他人を守るため、更に徹底を図っていただくよう、重ねてご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、オンライン授業の導入など、学生、教職員の皆様の安全を確保しつつ教育活動を維持確保していくための対応実施に向けて、今後様々なご協力をお願いすることになりますが、保護者様を含めまして、ご理解、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

■教職員への協力依頼事項

勤務時

- ・在宅勤務、時差出勤等、最大限の感染リスク回避措置
- ・手洗い励行、マスク着用等による衛生管理
- ・感染リスク3条件（換気不良、密集、近距離での会話等）の徹底回避
- ・2 m以上の間隔確保
- ・国内出張・海外渡航自粛、帰国時の待機（2週間）
- ・各種会合、授業等でのICT活用（活用可能な範囲で）

勤務日以外、学校外での行動

- ・不要不急の外出自粛、特に3条件が重なる場所への外出自粛
- ・2 m以上の間隔確保
- ・私的渡航自粛・帰国時の待機（2週間）

本人（又は家族）が罹患した場合、又は本人に風邪の症状がある場合、又は濃厚接触者である場合

- ・出校禁止及び学校への連絡
- ・学外勤務先等で感染が発生した場合の学校への連絡

■学生への協力依頼事項

出校時の衛生管理

- ・手洗い励行、マスク着用等による衛生管理
- ・感染リスク3条件（換気不良、密集、近距離での会話等）の徹底回避
- ・2 m以上の間隔確保

登校日以外、学校外での行動

- ・不要不急の外出自粛、特に3条件が重なる場所への外出自粛
- ・2 m以上の間隔確保
- ・私的渡航自粛・帰国時の待機（2週間）

本人（又は家族）が罹患した場合、又は本人に風邪の症状がある場合、又は濃厚接触者である場合

- ・登校禁止及び学校への連絡
- ・学外関係先（バイト先・塾等）で感染が発生した場合の学校への連絡

4. その他

対応方針に基づく具体的な措置事項、今後の状況の変化に応じた対応方針の変更、学事日程の変更等について、本学各関係組織より、今後も継続的に皆様に周知連絡してまいります。

早期収束に向けて、教職員、学生の皆様及び保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

別紙 政府緊急事態宣言（2020年4月7日）

安倍晋三総理は4月7日、首相官邸で開いた新型コロナウイルス感染症対策本部で、緊急事態宣言を発令した。

埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に4月7日～5月6日の1カ月間、外出自粛を強く要請する。緊急事態宣言の全文は以下の通り。

安倍総理 基本的対処方針等諮問委員会において、新型コロナウイルス感染症については、肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命および健康に対して重大な被害を与える恐れがあり、かつ、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているとされました。

このような状況について、全国的かつ急速なまん延による国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと判断し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言を発出いたします。

緊急事態措置を実施すべき期間は、本日、令和2年4月7日から5月6日までの1カ月間とし、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県および福岡県の7都府県となります。

なお、感染拡大の状況等から措置を実施する必要がなくなったと認められる時は、すみやかに、緊急事態を解除することといたします。

この後の記者会見で、国民の皆様には、改めて私から詳しくご説明いたしますが、緊急事態を宣言しても海外で見られるような都市封鎖を行うものではなく、公共交通機関など必要な経済社会サービスは、可能な限り維持しながら、密閉、密集、密接の三つの密を防ぐことなどによって感染拡大を防止していく対応に変わりはありません。

他方で、緊急事態措置の実効性を高め、爆発的な感染拡大を防ぐためには、今般、改訂を行った基本的対処方針に基づき都道府県からの外出自粛要請等への全面的なご協力や社会機能維持のための事業の継続など国民の皆様、お一人お一人に十分にご協力をお願いする必要があります。

もっとも重要なことは、何よりも国民の皆様の行動変容、つまり、行動を変える。専門家の試算では、私たち全員が努力を重ね、人と人との接触機会を最低7割、極力8割削減することができれば、2週間後には、感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができます。

効果を見極める期間も含め、ゴールデンウィークが終わる5月6日までの1カ月間に限定して、国民の皆様には、7割から8割削減を目指し、外出自粛をお願いします。

政府においては、この国家的な危機にあたり、国民の命と健康のことを第一に、都道府県とも緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取り組みを進めて参ります。各位にあっては、今後とも基本的対処方針に基づき、対策に全力を挙げてください。